

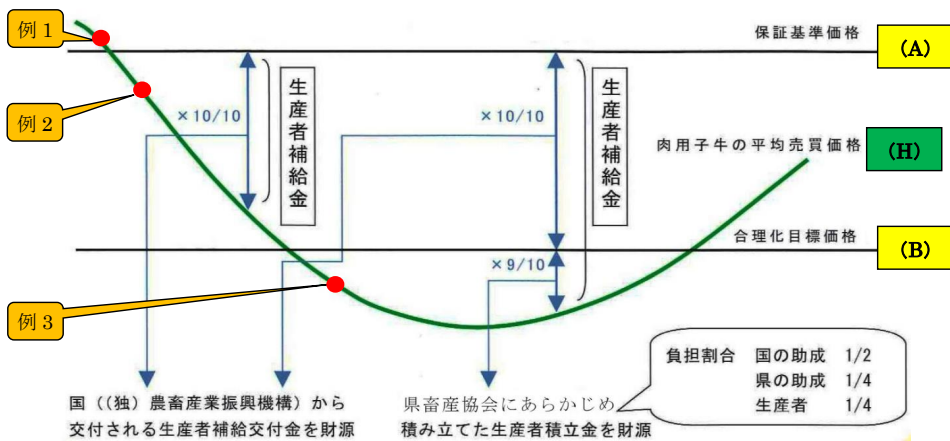
肉用子牛生産者補給金制度の仕組み

目的

肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的としています。

仕組み

肉用子牛の平均売買価格（品種別・四半期毎）が農林水産大臣が毎年度決定する保証基準価格を下回った場合に交付されます。



保証基準価格及び合理化目標価格

(単位：円)

区分	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	乳用種	交雑種
(A) 保証基準価格	541,000	498,000	320,000	164,000	274,000
(B) 合理化目標価格	429,000	395,000	253,000	110,000	216,000

※ 令和元年10月1日【期中改定】から適用、上段()書きは9月30日までの単価

生産者積立金・生産者負担金

(単位：円)

区分	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	乳用種	交雑種
生産者積立金	1,600	6,000	18,800	6,800	3,200
負担金内訳 (割合)					
国(機構) (1/2)	800	3,000	9,400	3,400	1,600
県 (1/4)	400	1,500	4,700	1,700	800
生産者 (1/4)	400	1,500	4,700	1,700	800

※ 令和2年4月1日個体登録分から適用。

生産者への交付額は、次のようになります



例：黒毛和種の場合（令和元年10月以降の価格）で試算。

区分	黒毛和種
(A) 保証基準価格	541,000
(B) 合理化目標価格	429,000

(H)平均売買価格 550,000円

平均売買価格 > 保証基準価格

(例1)

(A)541,000円 < (H)550,000円

平均売買価格が保証基準価格を上回っていることから交付なし。

区分	黒毛和種
(A) 保証基準価格	541,000
(B) 合理化目標価格	429,000

(H)平均売買価格 450,000円

保証基準価格 > 平均売買価格 > 合理化目標価格

(例2)

(A)541,000円 - (H)450,000円 = 91,000円 (生産者補給交付金財源)

保証基準価格と平均売買価格の差 91,000円の交付。

区分	黒毛和種
(A) 保証基準価格	541,000
(B) 合理化目標価格	429,000

(H)平均売買価格 400,000円

保証基準価格 > 合理化目標価格 > 平均売買価格

(例3)

(A)541,000円 - (B)429,000円 = 112,000円 (生産者補給交付金財源)

(B)429,000円 - (H)400,000円 = 29,000円の9/10 26,100円 (生産者積立金より)

112,000円 + 26,100円 = 138,100円の交付。